和福障第５６３号
令和８年５月２１日
（２０２６年）

指定障害児通所支援事業所　管理者　各位

和歌山市長　　尾　花　正　啓
（　公　印　省　略　）

従業者の入退職状況、及び契約児童数の定期報告について（依頼）

平素より、障害児支援にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、標題の件につきまして、従前は、事業所における従業者の入退職状況に変更があった場合、都度の届出を要していたところではありますが、このたび、当該届出を６か月に一度、本課へ報告する運用に変更することといたしました。また、これに併せて、事業所が現在利用契約を締結している給付決定保護者に係る児童の数についても、本年度から６か月に一度の定期報告をお願いすることといたします。

つきましては、ご多忙のところ恐縮ではありますが、各事業所におかれましては、以下の期日までに、別添様式を作成の上、必要書類を添付し、次のフォームからご報告いただけますようお願いいたします。

【運用について】

・従業者の入退職状況の報告について（変更）
【変更前】従業者の入職又は退職が発生するたびに届出



【変更後】６か月に一度、報告書を作成し、必要書類を添付して提出

・契約児童数の報告について（新規）
６か月に一度、報告書を作成して提出

【報告期日】

令和８年６月３０日（火）

【送付書類】
①報告書様式（従業者の入退職状況・契約児童数）
②報告書記載例（従業者の入退職状況・契約児童数）

【報告方法】
次のフォームから報告を行ってください。
フォーム名：【児通所】従業者の入退職状況、及び契約児童数の報告フォーム
フォームＵＲＬ：https://logoform.jp/form/fKMM/1590388
※作成した報告書をフォームに添付してください。なお、従業者の入退職状況に関する報告書、及び契約児童数に関する報告書ともに、報告書様式の Excel の中に別シートであります。

【留意事項】
①様式中の報告期間、及び基準日は、変更しないこと
②複数の事業所を運営する法人については、事業所ごとに報告を行うこと。
③報告期間内に入職した従業者については、雇用を証明する書類、資格証、実務経験証明書などを添付すること。なお、報告対象となる従業者が膨大であり、書類を添付するに当たってフォーム内の欄が不足する場合は、下記の担当者へ連絡すること。ただし、ＰＤＦの連結作業により、複数従業者の各種添付書類をまとめることが可能な場合は、でき得る限り当該作業によってまとめて添付すること。
④報告期間内に退職した従業者については、当該従業者に関係する書類を添付する必要はないこと。
⑤入職した従業者については、正規雇用だけでなく、パートや単日アルバイトによる雇用も含むこと。なお、単日アルバイトの従業者については、雇用開始年月日及び雇用終了年月日は同日とすること。
⑥報告期間内において、事業所の雇用状況に変更がなかった場合は、様式（従業者の入退職状況に関する報告書）のうち、「１　当法人が運営する上記事業所に係る従業者の入退職状況について、報告期間内では新たな入職及び退職はありません。」に〇を付すこと。

和歌山市七番丁２３番地
和歌山市障害者支援課
指定審査グループ
障害児通所支援事業者指定担当：中谷
TEL：０７３－４３５－１３６０